

令和5年度生徒指導重点校実施要綱

1 趣旨

暴力行為、いじめ、不登校等の生徒指導上の諸課題への対応のためには、児童生徒の自己指導能力の育成を目指し、積極的な生徒指導の推進と教育相談体制の確立が必要である。

県教育委員会は、暴力行為や不登校等が顕著に見られる学校等を「生徒指導重点校」に指定し、生徒指導・教育相談体制を充実させるとともに、生徒指導上特別の配慮を要する児童生徒（障害のある児童生徒を除く）に対して平素より特別の指導を行うことができる教員の資質向上を目指すとともに、生徒指導体制の充実を図ることにより、生徒指導上の諸課題の解決を目指す。なお、養護教諭にあつては、心身の健康を害している児童生徒に対し、前述のような生徒指導上の諸課題の解決を目指すものとする。

2 生徒指導重点校

生徒指導重点校は、当該校の実態や市町村教育委員会及び教育事務所の情報をもとに、生徒指導課長が指定する。

生徒指導重点校に指定した学校には、教諭1名または養護教諭1名を加配する。

当該校の教諭・養護教諭の中から1名を「生徒指導対応教諭」または「生徒指導対応養護教諭」、当該校の教諭の中から1名または2名を「小中連携対応教諭」と定める。

生徒指導重点校の校長は、「生徒指導対応チーム（仮称）」を編成する。

3 指定期間

1年間とする。

4 「生徒指導対応チーム（仮称）」の役割

生徒指導対応教諭・養護教諭を中心に、自校の生徒指導上の諸課題への対応のために、積極的な生徒指導の推進と教育相談体制の確立を組織的に行う。

5 生徒指導対応教諭・養護教諭の取組

- (1) 生徒指導・教育相談体制の整備と充実
 - (2) 生徒指導上特別の配慮を要する児童生徒（障害のある児童生徒を除く）に対する個別指導・支援（校内の別室指導、別室登校への対応、当該保護者との面談・教育相談等）、養護教諭にあつては、心身の健康を害している児童生徒に対する個別指導・支援
 - (3) 暴力行為、いじめ、不登校等の未然防止、早期対応等の強化（積極的な生徒指導を推進するための授業、児童・生徒会活動等含む）
 - (4) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、相談員との協働
 - (5) 家庭や関係機関（児童相談所、警察、適応指導教室等）との連携
 - (6) 生徒指導上の諸課題解決に必要とされる小中連携のコーディネート
 - (7) 児童生徒や教職員、保護者等のメンタルヘルスリテラシー向上に向けた取組の推進
 - (8) その他校長が必要と認める業務
- ※ 各校の課題に応じて工夫した『重点取組』を設定し、特に推進すること

6 小中連携対応教諭の取組

生徒指導上の諸課題解決に資する小中連携（特に「重点取組」に関わること）

7 生徒指導重点校の運営

- (1) 生徒指導重点校は、県教育委員会及び当該市町村教育委員会の指導と助言を受けて、生徒指導上の諸課題の具体的な改善に取り組む。（確認、指導・助言）

- (2) 生徒指導重点校の校長は、生徒指導対応教諭・養護教諭がその役割を十分果たせるよう、当該教諭・養護教諭の校務分掌の軽減を行う。
- (3) 生徒指導対応教諭・養護教諭には、本採用の教諭を充てる。また、主幹教諭や教務主任を充てることは避ける。
- (4) 生徒指導対応教諭の授業の持ち時間数については、特に規定は設けないが、生徒指導対応教諭の役割を十分に果たすことができるように配慮する。
- (5) 生徒指導重点校（小学校・中学校）の校長は、年度当初に兼務発令を申請し、小中連携対応教諭を学区内の小学校または進学先の中学校1～3校に、週3時間程度勤務させ、小中連携を推進する。なお、生徒指導対応教諭（養護教諭）が小中連携対応教諭を兼ねることも可とする。兼務校での業務は、ティームティーチングによる授業（養護教諭は除く）や生徒指導・教育相談に係る会議への参加など、当該市町村教育委員会、本務校及び兼務校の校長が協議して決定する。
- (6) 兼務発令に伴う旅費については、各学校の旅費で対応する。
- (7) 生徒指導重点校は、学校の実情に応じて、関係機関とのケース会議やネットワーク会議等を活用し、暴力行為、いじめ、不登校等生徒指導上の諸課題に対応する。

8 生徒指導重点校の提出書類

- (1) 推進計画書
 - ア 書式 様式1-1に従い、作成する。
 - イ 提出先及び提出期限 別途通知する。
- (2) 重点取組実践資料
 - ア 書式 様式2に従い、作成する。
 - イ 提出先及び提出期限 別途通知する。
なお、当該実践に係る資料等があれば、添付する。
- (3) 実践結果報告書
 - ア 書式 様式3-1に従い、作成する。
なお、当該実践に係る資料等があれば、添付する。
 - イ 提出先及び提出期限 別途通知する。

9 兼務発令の申請

- (1) 市町村教育委員会は、重点校及び兼務校の校長と協議の上、別添の「教科指導等の充実のための公立小・中学校教員の他校兼務に関する実施要領」に基づき、「兼務教員発令に関する内申について（様式1）」を作成する。
- (2) 市町村教育委員会は、発令希望日の2週間前までに、当該教育事務所に提出する。
※原則として5月末日までに「兼務教員発令に関する内申について」を当該教育事務所長に提出する。

10 その他

- (1) この事業の事務は、生徒指導課長が掌理する。
- (2) 上記のほか、不登校児童生徒への支援に関し、市町村教育委員会と連携して先進的取組を行う学校を、生徒指導重点校（不登校先進的取組）に指定し、教諭1名を加配する。
- (3) 生徒指導重点校（養護教諭）や生徒指導重点校（不登校先進的取組）においては、上記4～9について、生徒指導課と協議して別に定める。